



広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定
に係る広島地方労働審議会の意見に関する公示

広島労働局一般公示第3号

令和8年5月13日広島地方労働審議会から広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法(昭和45年法律第60号)第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者又は関係委託者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年5月28日までに、広島労働局長(広島市中区上八丁堀6番30号)あて別紙様式により異議申出されたい。

令和8年5月13日

広島労働局長 宮原 真太郎

記

広島県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定に係る広島地方労働審議会の意見要旨

1 最低工賃を適用する家内労働者

広島県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 最低工賃を適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
ワイヤー ハーネス	結束のテープ巻き	テープの長さが30ミリメートルで、 2回半巻きのもの	1か所につき 85銭
	コネクタの挿入(コネクタの指 定の位置にリード線の端末に取り 付けられた端子を差し込むものを いう。)	自動車用で、長さが1,500ミリメー トル以下の電線について行うもの	1か所につき 53銭
		自動車用で、長さが1,500ミリメー トルを超える電線について行うもの	1か所につき 61銭
		自動車用以外の電線について行	1か所につき 38銭
基 板	部品の挿入	2本のリード線について行うもの	1個につき 68銭
	はんだ付け(手はんだによるものに 限る。)	集積回路及びコネクタについて 行うもの	1か所につき 39銭
		集積回路及びコネクタ以外の 部品について行うもの	1か所につき 73銭
基板以外	部品とリード線のはんだ付け(手は んだによるものに限る。)		1か所につき 1円30銭

4 効力発生の日

法定どおり

異 議 申 出 書

令和 年 月 日貴殿が公示した広島県電気機械器具製造業最低工賃に係る地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第9条第2項により異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

広島労働局長 宮原 真太郎 殿